

國際法

佐藤和男

わが一橋大學における國際法研究の歴史は古く且つ新しい。明治八年（一八七五年）わが學園は商法講習所として生誕したが、設立後いくばくもなくして既に國際法の片鱗ともいふべきものが講ぜられ、爾來學園の曲折に富む發展の過程において、國際法の研究は一貫して學園の法學教育の主要部分を占めてきており、この點において、一橋國際法學はその傳統の長きを誇るに足るものがある。しかしながらその反面、一橋における國際法の研究が、最初商業教育に附隨していた從屬的地位を脱して、學問としての自主性を獲得したのは、さほど古いことではなく、いわんや學園内における國際法の研究を、独自の方法的特色を備えた體系にまで高めて、「一橋國際法學」の獨自性を學界に主張しようとする機運が熟

するにいたつたのは漸く最近のことであり、その意味においては、一橋國際法學の眞の歴史は未だ序章の段階にあるといつても過言ではなからう。

學園創立八十周年を迎えるにあたり、過去において一橋國際法學の歩んだ道をふりかえり、溫古知新もつて今後の發展を期したいと思う。本稿は本來ならば當然、現在一橋大學で國際法の講座を擔當される大平善梧教授の手を煩わすべき性質のものであったが、たまたま教授は官命を帯びて歐米諸國歴訪の途に發たれ、そのため筆者がその任にあらざることを知りつつもあえて筆をとることとなつた。一橋國際法學の歴史を網羅的に且つ組織的に表述することは筆者の力にあまるところであり、ここでは、首尾一貫せざる方法においてであるが、一橋國際

法學の傳統のおよその輪廓を素描するにとどめた次第である。

明治八年商法講習所が森有禮によって創始されるや、その教育方針は、福澤諭吉の筆になる設立趣意書中に明らかにされた精神にのっとり、國際貿易競争裡にあって外國商人と互角に大刀討ちしうる實務家の養成をもって眼目とし、その修業課程は「商業一般必要ノ事務」としての實科が重視され、法律關係にいたっては實際の商務に必要な最小限の知識のみが教授され、その内容においても、主力は具體的な各論の部に注がれて、理論的方面はほとんど閑却視されていたのである。設立直後には僅かに「パーソン氏商律」の講義が行われるのみという貧弱な有様であった。しかし商法講習所の教育方針が先に述べたような性格のものであることからして、初めからわが學園においては國際的視野を背景にした知識・教養が目標とされたことはいうまでもない。その後の一橋學園における學問の性格を特徴づける「國際性」の要素は、

ここに早くもその萌芽を示している。それは、形式的にインターナショナルな性格を備える學問領域が重視されたことと、内容的にインターナショナルな水準に伍しうる學問體系が追求されたこととの兩方を意味している。國際法が商法と並んで初めから本學園における法律教育の一中心を占めたのも理由のないことではない。

學園の創始者が當時外交官として令名を馳せた森有禮であったことも、學園の性格に照らして見て暗示的なものがあるが、國際法についていうならば、明治十三年に澁澤榮一、益田孝等と並んで商法講習所委員に任ぜられた一人に福地源一郎の名を見出すことも不思議な因縁と思われる。少しく餘談にわたるが、彼は文久元年（一八六一年）徳川幕府が開港談判のために歐洲六ヶ國に使節を派遣したとき隨員としてこれに参加し、また慶應元年（一八六五年）幕府が横須賀製鐵所設立のため使節を英佛兩國に派遣したときには、國際法研究の内命を受けてこれに隨行し、歸國後明治二年には、バロン・マルテンス（巴侖巴兒顛 Baron Charles de Martens）の「外交提要」(Guide Diplomatique)を英文から重譯して「外國

「交際公法」と題して上下二巻の和本で出版している。當時有数の國際法の權威であった彼が講習所の委員の一人として規則の制定その他に盡力したことは偶然かも知れないが興味深いものがある。

明治十四年四月制定の商法講習所規則中にある教則によれば、「各國條約(貿易ノ部)」という科目が「税關規則」「内外商律大意」などとならんで加えられている。おそらく極めて實際的且つ素朴な形における通商條約論が講ぜられたものと思われる。

明治十七年に東京商業學校と名目を一新したわが學園は、翌十八年には東京外國語學校、同附屬高等商業學校を吸収合併して神田一ツ橋に本據を据え、更に明治二十年には高等商業學校と改稱して、爾後三十有餘年におよぶ高商時代の端緒を劃した。この頃を境として實業學校としての形式・内容漸くとのい、時日を経るに従って從來の實務偏重の前垂式教育方針にあきたらない風潮が徐々に學園に滲入することとなったのである。當時學園の旗幟とするところは「公私の商務を處理經營すべき者或は商業學校の主幹又は教員たるべき者」の養成にあ

り、従って學園の教科體系における法學の地位も、本質的にはなお從來のごとく副次的部分的地位に甘んじていたが、内容としては次第に充實を見るにいたった。當時の一橋の法學教育がいかに行われたかを知るために、先づ明治十九年における法律の教授要領を一瞥しよう。それは次のごとくである。「尋常科ニ於テハ商律ヲ授クルニ先ツ法律全體ノ要義及ヒ特ニ一般契約法ノ大意ヲ諸書ヲ參考シテ之ヲ教ヘ而テ後商業者、商業ニ關スル財産、商業ニ關スル契約、商業ニ關スル救正等商律ノ諸要旨ヲ講説ス。高等科ニ於テハ海上法、海上船積及ヒ保險法、國際公法、國際私法ヲ教ヘ海上法ハ海上一般ノ件海上船積保險法ハ船積海上保險、共擔分損等國際公法ハ國際法ノ大要、邦國ノ性質、諸權、和親、交戰、中立等特ニ商業ニ關係アル部分、國際私法ハ萬國私法ノ大要、人事、財産、行爲ニ關スル法律及ヒ其法律執行手續等總テ國際法上一私人ニ係ル諸般ノ事項ヲ講説ス」。これによつても明らかかなように、當時の法律の講義は、法律という一括した名稱のもとに商法を中核にして同時に國際法をも比較的重視して行われていたことが知られる。ただし國際

法の講義においても「特ニ商業ニ關係アル部分」が優先されたことはその當時としては當然のことであった。

この時代には法律科の教科書にはほとんど外國の原書が使用され、國際法の教科書としては「ウールシー氏國際公法」が指定されており、これはウールジー (T. W. Woolsey) の「國際法學序説」(Introduction to the Study of International Law) (初版は一八六〇年) であるものと思われる。この書は、その題名の示すように入門書として恰好なものであり、當時わが國に最も廣く知られていた國際法教科書の一であった。その譯本は明治六年に箕作麟祥によって「國際法一名萬國公法」として出版されている。因みにこの譯書が、わが國において「國際法」という譯語を使用した嚆矢であると傳えられている。明治初年においては「萬國公法」または「列國交際公法」という語が一般的であり、國際法という名稱が行きわたったのは、明治十四年東京帝國大學の學科名としてそれが採用されて以來のこととされている。ただし明治二十年代にあっては、それは未だ統一された定譯にはなっていなかったようであり、明治二十年におけるわが

學園の法律の教授要領も、前年度に用いた「國際公法及私法」の代りに「列國交際公法及私法」を使っている。また當時單に國際法といえは、通常は國際公法と國際私法とを併せ稱するものと考えられていたようである。

この當時においては、學園には未だ法律を専門に擔當する教師はいなかったようである。法律部門擔當の教師が置かれたのは明治二十三年頃からと見られ、明治二十四年には、梅謙次郎、高木甚平、巖谷孫藏と三名の法律擔當の講師が招かれている。この年の法律の教授要領には、従来よりも明確に學園における法律教育の輪郭がえがき出されている。すなわち、「此科ニ於テ先ツ法學入門ヲ授ケ而シテ専ラ商法ヲ教授スト雖モ又之レヲ理會スルニ必要ナル民法上ノ原則ヲ説明シ主トシテ日常商業上ニ缺クヘカラサル法律ノ原理ヲ了知セシメ其他諸商規ノ大略ニ通セシメ併セテ國際法ノ大意ニ涉リ且現今條約及領事職務ニ關スル要件ヲ授ク」とある。ここで初めて民法、商法、國際法の法律の三主要部門が明記されるにいたった。しかしその中で核心を占めるものは依然として

商法であり、民法、國際法は商法に較べるとなおウエイトは輕かつたのである。結局高商時代前半における法律の教授は、大體このような形態のもとで行われたのである。なおこの教授要領で見ると、國際法については、その大綱および主要條約、領事職務に關して講義が行われることになっているが、領事職務の部分はそれ以前に「商制」もしくは「通商制度」の科目に含まれて扱われていたものであり、これが國際法の部門に移されたことは、國際法の講義がやや組織化されたことを示している。明治二十七、八年の頃には秋月左都夫が法律擔當講師として迎えられ、國際法を講じたようである。秋月講師はほぼ同じ頃しばらく東京帝國大學においても講師として國際法の講義を受けていた人である。前述した三名の講師およびこの秋月左都夫のほかにも、明治二十年以後この時まで一橋において法律方面を擔當した人々として、木邨匡、安村喜富、横井時冬、相馬永胤、松野貞一郎、神尾三郎等の名が知られているが、はたしてその中の誰がどのように國際法を講じたかつまびらかにすることができなかった。おそらくこれらの人々の中には

國際法

國際法を専門に研究した學者はいなかったのではないかと思われる。當時は東京帝國大學法科大学においても、明治二十八年までは、専門家による國際法の講義は行われず、他の講義を兼ねるか或いは他の職業（多くは外交官）のかたわら講義したものが多くということである。明治二十九年に學制の改革が行われ、従來單に法律科と稱えられていたものが、民法、商法、國際法の三科に區分され、このとき初めて國際法専任の講師として、後の本學教授・法學博士の中村進午が迎えられることになった。中村博士は明治二十七年七月に東京帝國大學法科大学を卒業され、二、三の學校において國際法を講ぜられていたが、この年一學年間にわたって一橋の講壇に立たれ、その後暫く間を置いて明治三十三年、四年にも再び講師をつとめられ、明治三十五年からはわが學園における初代の國際法擔當教授としての重責を擔われた。中村博士がいかに一橋國際法學のために盡されたかは後に詳述するが、いづれにせよ中村博士を得るに及んで初めて専門の學者による本格的な國際法の研究が一橋學園において行われるようになったということができよう。この

記憶すべき明治二十九年年度の學科細目には、國際法の部として「國際公法ノ觀念、國際公法ノ主體、國家ノ權利義務、條約特ニ通商航海條約及最惠國條款、外交機關、領事、國際爭議特ニ戰爭中封港、戰時禁制品、臨檢、搜索捕獲等」と書かれてあり、これを一覽しても、從來に比して極めて體系的な國際法の講義が行われたことが想像される。從來の如く商業に必要な部分の抽出ではなくて、固有の學問的體系のものとしての國際法が全體的に講ぜられることになったのである。

この頃より、特に明治三十年の專攻部設置を直接の契機として、一橋學園における國際法の研究は新しい發展の段階に入ったものと見ることができ、專攻部設置という制度的變革の背後には、舊來の實務家養成機關たる性格を脱皮しようとする學園の新しい理念が胎動していたといえる。日清戰役の大捷を機として、わが國はまさに國際社會に一大飛躍を行わんとする態勢に移り、その結果商業の重視は今までに勝るものとなり、これとともに一橋學園の存在もまた大きくクローズ・アップされることになったのである。學園の新しい目標として掲げら

れた「キャプテン・オブ・インダストリー」の語は、かかる時代における學園の新理念を端的に表示するものであった。このような學園の一般的氣運に應じて、經濟學、法學の學理的追求の雰圍氣も漸く濃厚に醸成されることとなってきた。商學よりの、先ず經濟學の獨立、次いで法學の獨立は一橋の學問が辿る必然的な過程であった。創業後二十年の歴史を経てわが學園には新たに學問の府としての發展が約束されることとなったのである。大學昇格が眞劍に論ぜられるにいたったのもまたこの頃からである。國際法についていえば、日清戰爭を契機としてわが國における國際法の研究は一段とさかんとした。戰爭中における戰時國際法の遵守については、わが國要路者の大いに意を用いたところであり、またその後山積した條約改正、治外法權撤廢、内地雜居問題等の多くの國際的難問は、いずれもわが國における國際法學の發展を刺戟するに足るものであったといえる。從來主として實業方面に進展しつあつた一橋人もこの頃に及んでその進出領域を擴大し、各國の政策が直接しのぎを削りあう外交界への發展を希望するものも次第にその數

を増すこととなった。既に明治二十年代において學園は十數名の卒業生を外務省に送っている。このときにあたり、新たに專攻部の設置を見、領事科の存在を得たことは極めて大きい。歴史的意義を持つものであって、それは一橋人の外交界進出の基礎を確立した点において重大な貢献をなしたばかりでなく、同時に、わが學園における國際法研究の機運を本格的軌道にのらしめた点において、一橋國際法學の歴史における一轉機を劃したものと見られる。

專攻部における法律關係の學科としては、民法、商法および海法（商法および比較商法）、國際公法、國際私法、憲法、行政法、刑法等主要な部門は一應その陣容をととのえ、わが學園における法律科の體系がここにおいてほぼ完備されたものと見られるが、國際法の講義内容も一層充實し、且つ學園における國際法研究も外交官試験を目標とする領事科學生を中心にして極めて熱心に行われることとなった。明治三十二年以降やや久しく実施された國際法の教授要旨には、「本科第三年 總論、國家、國家ノ權利義務、條約、不法行爲、外交官、領事官、國

家ノ領域、船舶航海、國際爭議終局ノ大要、戰爭大要、海戰、中立等」、「專攻部第一年 國際公法中況ノ本科第三年ニ於テ授業セサル部分ヲ授業シ殊ニ國際爭議終局ノ部ヲ授業ス」とある。これにより、わが學園における國際法の講義が、従来よりも時間的内容的に充實して行われたことが知られる。（なおその後大正五年から同九年商科大學昇格までの時期においては、「本科第三年 總論、國家ノ領域、國家ノ權利義務特ニ自衛權、干涉、治外法權、領事裁判權、罪人引渡條約ノ原則、通商航海條約、不法行爲、外交官、領事官、船舶、國際爭議、戰時法ノ大要、中立法規」、「專攻部第一年又ハ第二年 國際公法上ノ權利ノ主體、國家ノ承認、國際團體、俘虜、間諜、傷病者、赤十字條約、戰時禁制品、封鎖、非中立行爲、中立國ノ權利義務、休戰、戰爭ノ終了」という教授要旨になつてゐる。）

この專攻部時代に、中村博士と並んで、一橋國際法學の發達に貢獻された二、三の先達のあることを忘れることはできない。先ず明治三十年から同三十七年にかけて國際法擔當の講師をつとめられた寺尾亨博士が擧げられ

る。寺尾博士は東京帝國大學法科大學教授として、明治二十八年以來わが國の大學における最初の國際法の講座を擔當されたことで有名である。當時わが國における一流の國際法學者として、特に國際法の基本問題に關心を寄せられた博士の前後七年に及ぶ一橋での薰陶は、一橋國際法學の歴史を語る場合決して忘れられてはならないものである。また明治後半における代表的國際法學者として、東京帝國大學の高橋作衛教授と並び稱せられる有賀長雄教授も明治三十年頃一時講師として一橋で教鞭をとられたことがあり、更に大正時代を中心とするわが國の代表的國際法學者である東京帝國大學の立作太郎博士も、明治三十八年頃一時一橋の講筵にのぞまれたことがある。明治三十三年以降は中村博士が専ら一橋國際法學の擔當者となられたのであるが、ここに特筆しておくべきことは、後にヘーグの常設國際司法裁判所長となられた安達峰一郎博士が、領事科學生のために、外交史を講義するかたわら、國際法のゼミナールをうけもたれたことである。當時外務省において公使館一等書記官の職にあられた安達博士は、明治三十六年より同四十一年まで

わが學園において親しく教鞭をとられ、その門下からは幾多の外交界の俊材が輩出することになったのである。博士が一橋の國際法學の興隆に及ぼされた影響は甚だ強い。わが學園の國際法學の傳統中に、博士の遺風を見出すことは何よりの喜びといえよう。かように明治三十年代から四十年代にかけて斯界の碩學が一橋々畔に集われたことは、まさに一大偉觀を呈するものであった。一橋國際法學その後の發展の基礎はこの頃からして着實に築き上げられていったのである。

二

明治の後半から大正年間を経て、更に昭和の初期にいたるまで、實に三十有餘年の長きにわたって、わが一橋學園の國際法學の發展に盡力されたのが中村進午博士である。この時代に一橋國際法學は次代の成果を約束する確固たる基盤を築き上げたということができよう。

既に明治中葉以降、本邦における最高商業教育機關としての地位を確保した一橋學園が、独自の價值認識のもとに法學の研究を開始し、特色ある高商法學を存在せし

めていたことは前述した通りであるが、大正八年における商科大學への昇格を契機として、一橋法學意識は一段と高まり、自主的な商大法學の建設が強く要望されることとなった。かくして法律科の教授陣容の改善に意が用いられ、同時に一橋における法學徒の養成にも力が注がれることとなった。その後昭和六年における大學の國立移轉とともに、この傾向はますます助長され、昭和九年には學科改正が行われて、第一部、第二部、第三部の區別が生じ、第三部に法律が置かれて、ここに法學科獨立の端緒が見られることとなった。かの高商時代から、一橋法學の意識のようやく熟するにいたる昭和初年まで、いわば學園における法學研究の開拓期にあたって、一貫して學園の國際法講座を擔當され、わが國屈指の國際法學者として學園の法學の興隆のために大いなる貢獻をなされた中村博士の學風を次に偲ぶこととする。

中村進午博士がわが學園と初めて關係を持たれたのは、既に述べたように明治二十九年に高等商業學校の國際法の授業を囑託されたときであり、次いで明治三十年學習監教授に就任され、その後三カ年の歐洲留學を終え

られて明治三十三年より再び講師として高等商業學校で國際法を講ぜられ、明治三十五年九月には兼任教授になられ、國際法のほかに法學通論をも擔當され、同年法學博士の學位を得られた。この中村博士によって一橋學園の國際法講座が開設されたことを忘れてはならない。明治三十三年の頃から日露國交の危機を豫見され、いわゆる七博士の先驅者として對露開戦を主張され、國論の喚起に努力されたことは餘りにも有名であるが、明治三十八年にはポーツマス講和條約反對上奏の責を負って一時教職から退かれたが、明治三十九年には東京高等商業學校に復職され、爾來一貫して一橋學園に在任され、大正九年學園の大學昇格に伴い東京商科大學教授に任ぜられ、大正十一年には官命を受けて再度海外に出張された。昭和五年退官されて名譽教授となられ、爾來なお昭和十三年七月まで講師として國際法の講義を續けられた。このように博士は、その半生を擧げて一橋學園における國際法學の發展のために捧げられている。博士の黨陶を受けた學園出身者中に、秀れた學者、外交官を多數見出すのも故なしとしない。(川島信太郎、佐藤尙武、伊藤

進史等外交官として活躍せられるかたわら、専門的著作により、間接的に一橋國際法學のために貢獻された人々はこの中に含まれる。

中村博士はその本官は一橋學園であつたが、そのほか早稻田、慶應、拓殖、立教、上智、専修、法政、日本女子、海軍の諸大學、海軍經理學校等においても隨時教鞭をとられ、その講ぜられるところは、専門の國際法以外に、法學通論、國際私法、親族法、相續法等に及び、極めて範圍の廣い學問的活動を續けられたのである。

中村博士は初め末岡精一博士等に就いて憲法を志しておられたが、後た亡兄の遺志を繼いで國際法に轉じられたといわれる。一説には、明治二十五年十一月に、わが軍艦「千島」が伊豫堀江沖で英國軍艦「ラヴェンナ」號と衝突して沈没し、乗組員七十餘名が溺死するという事件があり、これが間もなく裁判沙汰にまで進展したが、明治二十六年十一月横濱の英國領事裁判所の決定によりわが國の敗訴となり、これが博士をして國際公法の研究に赴かした直接の動機になつたとも傳えられている。博士の學說の常に穩健中正にして客觀的な理論構成に意

が用いられていた反面、ときとしてその背後に一抹の國家主義的色調の感じられるのは、遠く博士の立志の頃にその源を探りうるのかも知れない。

事のついでに書き加えれば、博士が第一回の訪歐の旅より歸朝された頃、漸く日露の風雲は急を告げ、當時少壯氣銳の憂國の士であられた博士は、いわゆる七博士運動に加わつて近衛篤磨公を中心として外交問題の研究に當られ、屢々その所信を率直に世に問われたのである。

七博士というのは、博士のほかは、戸水寛人、寺尾亨、金井延、富井政章、松崎藏之助、小野塚喜平次の諸博士を指すのであるが、このうち、富井、松崎、小野塚の三氏は間もなく離脱し、その後新たに高橋作衛、建部遼吾、岡田朝太郎の三氏が加つたものであり、同じ七博士といつてもその初めと終りとはは顔觸れが異つてゐるのである。七博士は日露開戦を主張し、後にポーツマス條約反對上奏を行ったが、中村博士は終始一貫してこの運動を推進されたのであつた。また後にシベリア出兵問題の際に、九博士（建部遼吾、高橋作衛、添田壽一、中村進午、戸水寛人、寺尾亨、松波仁一郎、志田鋼太郎、仁井田増太郎）

の一人として、強硬な自主的出兵論を唱えられたことも有名である。

このように國際法學者としてわが國が直面する實際問題に深い關心を示されたのは、一つには博士自身の信念に基づくものでもあったが、他方には當時のわが國の國際法學界の一般的風潮にもよるものであった。明治後半におけるわが國の國際法學は、國際法上の實際的事件に多大の注意を拂い、日清・日露兩戰役および條約改正に關する多數の學術的論作がこの間の事情を雄辯に物語っている。このような當時の國際法學者の氣風は、わが國における國際法學の發達の沿革を考えて見るならばむしろ必然的であつたといえるであろう。本論からは離れるが、わが國における初期の國際法學の性格を理解するために、簡単にわが國と國際法との關係の歴史をふりかえってみよう。

國際法學がわが國に移入されたのは幕末の黒船渡來以降のことである。その頃より初めて諸外國との交渉が始まり、外國の使節が國際法を楯にとつて自國に有利な主張を貫徹しようとするのに對して、幕府は實際的必要上

國際法の研究を迫られたのである。このように國際法は、わが國に最初に導入された西歐の法制思想であつたのである。幕府の外國奉行のところには早くから、ホイートン (Wheaton)、『フィリモア』 (Philimore) 等の國際法の著書がおかれ、運上所にも萬國公法の書籍が備えつけてあつたといわれる。西周、津田眞道、榎本武揚等が幕府の留學生としてオランダに派遣されたのもその頃のことであり、西周が歸國後「萬國公法」を公にし、また榎本が函館五稜廓に立籠つたとき國際法の知識を應用して交戦團體の承認を外國に求めた時代が、わが國における國際法學史の第一章であつた。維新以後は専ら國權の恢復・伸長が國民的課題とされ、國際法學はそのための理論的武器として極めて重要視されるにいたつたのである。わが國における國際法の研究が軌道に乗つたのは、明治の條約改正、および日清・日露の兩役を契機とする。前者は平時國際法の研究を、後者は戰時國際法のそれを促進することになつたのである。國際法學者が實際的問題に異常な程の熱意を示したのは、當時としてはむしろ當然のことであり、中村博士もその例外ではな

ったわけである。ただし博士の實際的關心が常に嚴正な法理論によつて裏づけられ、支持されていたことはこの間にあつて注目すべきことである。

中村博士はドイツ留學に際して、當時大陸派國際法學の一方の雄と謳われていたハイデルベルク大學のイエリネク (Georg Jellinek) 教授に師事され、主權理論を中軸とする體系的な國際法學を修められ、歸國後は、わが國における數少なき大陸派の理論家として一世を風靡されたのである。その點、同時代の學者であつた高橋作衛、立作太郎等の諸教授が、どちらかといへば英米派的な先例尊重の實證的傾向をとつておられたのは著しい對照をなすものである。特に國際法のナシヨナリスティックな性格は、わが國では中村博士において初めて明確に把握され、その後の國際法學が、博士の力説された點よりの再出發を餘儀なくされている事實を見れば、博士が當時としてはいかに卓越した理論的觀點に立つておられたかが明らかとならう。しかしながら博士の學風は、當時の學界の一特色たる實證性の尊重をよく兼ね備え、綿密な資料の跋渉の上に明快な法理論を構成されたこと

は、博士の業績を知るもの等しく認める點である。

明治二十八年日清戰爭のまさに終局に近づかんとする頃、「講和類例」の一書を著わされたが、これはその後の講和條約の交渉に際し要路者の貴重な參考資料となつて裨益するところ多大であつたという。また明治三十年十月に出版された「新條約論」は博士がドイツ留學中に稿を終えられたものであり、新たに得られた知識に依り列國の幾多の條約を参照しつつ、わが國が締結した諸條約を批判したものであつて、當時ほぼ完成の緒についた國家的事業としての條約改正の理論的検討を主眼とされたものである。五百七十二頁に及ぶ勞作であるが、資料的價值においてのみならず、先に述べた博士独自の理論體系が漸く明確に打ち出されている點において注目すべき文獻である。この中から、關稅問題に關連して國家主權を論ぜられ條約の本質にまで及ばれた部分を引用して、博士の論調の一端をうかがうこととしよう。引用がやや長くなるが、博士の理論體系を知る上に重要な個所と思われるので、あえて採録する。

「夫れ關稅の徵收に關する法規の規定は、一國の獨立

權に屬する所、他國は之を侵害するを得ず。國際法の學理に於て一國の獨立權は他國の獨立權を侵蝕せざるの範圍を限りて無限と稱す。所謂獨立權の無限なるものは、絶對の無限に非ずして假定の無限なり。人或は言ふ、我國は稅權を侵害せられたりと。余輩甚だ其意を領するに苦しむ。一個の政治論として空漠に稅權を侵害せられたりと唱ふるは或は咎めずして可ならん。國際公法上の大問題たる條約解釋の上に於ては、決して此等不當の文字を用ふるを許さず。關稅の稅率は何に因て低減せられたるか、言はずして其の條約に基けるを知らん。試みに條約の性質を熟考せよ、條約は國と國との合意を最要の要素となすに非ずや。意思の自由と意思の合致なきものは約定に非ず。其の約定に非ざるものは締盟國之を遵奉するの義務なし。安政以降の條約、慶應二年の條約は明かに條約の要素を充たしたるもの、締結の當時並に將來に於て一點の瑕瑾あるとなかりき。一國が主權の作用を以て、自由の意思を有し、且其意思を合致し、且正當の權限を有する代表者をして他國の之と同一なるものをして締結せしめ、批准を終へたるの條約面内にある條項を指

國際法

し、之を主權の侵害と稱す。天下果して此種の奇文字と此種の奇解釋あるか。主權によりて讓歩したるもの洵に亦主權作用なり。主權なくして主權を讓らんとするは不可能の事なり。主權が不可讓不可分なると否らざるとは本問に於て關する所に非ず。獨逸學者が所有權の不可分を例へて、之を一個の護謨球に比し、彼の用益權の付したる土地を有する所有者の所有權は、割與せられたるものに非ずして壓搾されたるものなり、壓力一たび去れば所有權亦舊に復すと云ふが如く、主權も亦一たび壓せらるるあるも更に復舊の期あり、故に主權を不可讓不可分なりと稱す、と主張するものあり。茲に其是非を論ぜずと雖も、主權の讓歩が主權の侵害と異なるを知らしむるに此種の説明を藉る敢て不可なし。日本が安政の條約によりて稅率を定め、慶應二年の改稅約定に因りて更に其稅率を低減したるは皆日本主權の適用なり。通商條約を結びたるが爲めに任意に稅率を低減せしむる能はざるは主權適用の一端なるを知る、未だ自由の意思あり乍ら侵害せられたるものあるを聞かず。尙ほ怪むに堪へざるものあり。比較的低度の稅率を見て稅權の侵害なりと呼ぶも

の、翻て比較的高度の税率を見ては即ち税権の侵害を鳴らさざることとなり。然らば則ち其侵害と非侵害との間に高低の程度によりて定むる一定の標準あるか、其の然らざる亦火よりも昭かなり。若し條約によりて税権を絶對に認めざるが故に税権の侵害なりと言はば、凡ての條約締結は主權の侵害なり。五分の税率を五割の税率に高むることあるも亦均しく税権の侵害たるを免るること能はざるべし。竊かに税権侵害なる文字の濫用せらるるを歎ずること久し、條約の解釋を眞率に講究せんとするものは、須らく政治上に用ふる普通の用語に拘泥すること avoidance を避けざるべからざるなり。」(一四四頁—一四六頁)。

詳細にこれを讀めば、當時にあって博士が既にいかに明確な理論を構成されていたかその一端をうかがい知ることが出来るであらう。そしてその背後に、イエリネクのかの國家自己拘束説の影響を察知することが出来るのである。このことについては後に再述する。

本書と同じ頃の博士の著作に「日英通商航海條約釋義」(明治三十年)、「國際公法論」(明治三十年)があり、いずれも相當の大著である。歸朝後には、菊版七百三頁に達す

る「デルンブルヒ著獨逸民法論・第一卷總則」の翻譯を副島義一氏とともに完成され、この方面における博士の學殖の深きを示された。更に國際法の教科書として「平時國際法」(明治三十五年)を出版されるときに、「リスト國際法」(抄譯)(明治三十五年)および「マルテンス國際法・上下二卷」の譯業を完了された。この二譯書の原本は、いずれも當時の歐洲における代表的な國際法の文獻であり、わが國際法學界をして直接當時の世界一流の著作に觸れることをえしめた博士の功績は銘記さるべきものがある。その後「法學通論」(明治四十三年)、「國際公法論」(大正五年)、「戰時國際公法」(大正十年)、「國際公法論綱」(大正十一年)、「平時國際公法」(大正十一年)等を相次いで著わされたが、特に「國際公法論」は大部(初版一〇〇八頁)の力作として聞こえ、博士の代表作と稱されている。また「國際公法論綱」は簡にして要を得た典型的概論書としてもはやされ、昭和年代にいたってもなお多くの版を重ねた。(筆者の手許にはその第十八版である昭和十三年四月發行のものが置いてある。)このほか雜誌等に發表された論文にいたってはほとんど枚擧にいと

まがない。

先にも述べたが、博士の基本的立場は、國際法は國家の自己拘束の意思から生ずるとする國家意思説ないし國際合意説のそれであり、イエリネク、リスト等とその系列を同じくする。すなわち、「余輩ハ苟モ國家ガ國家團體ヲ組織シタル以上ハ之ニ因リテ自ラ自國ヲ制限スルモノ是レ條約拘束ノ起因ナリト解ス」(國際公法論綱・昭和十三年・八五頁)とされ、國際法と國內法の關係については「國際公法如何ニ完全ニ發達シ法條如何ニ精緻トナルト雖モ若シ國內法ニ於テ之ヲ認メサレハ之カ適用ハ殆ント全ク困難トナルヘシ例ヘハ條約ノ如キ國際法上其履行ヲ確保スルモ國內法ニ於テ之ヲ認メス國民ニ之ヲ公布セスシテ止マンカ條約ノ締結ハ遂ニ何等ノ效ヲ奏セサルコトアルヘシ」(國際公法論・大正十三年・二八頁)とされる。

また次の國家主權に関する説明は、イエリネクのそれを直ちに想起せしめるものがある。(Cf. Georg Jellinek, Die Lehre von den Staatenverbindungen, 1882, S. 23—25.)

「國家ノ主權ハ一ナリ然レトモ之ヲ其活動ノ方面ヨリ觀察シテ國內ニ對スル主權ト外國ニ對スル主權ノ二トナ

スコトヲ得而シテ其國內ニ對スル主權ハ領地及ヒ國民ニ對シテ積極的權力的ニ統治的行動ヲ爲スモノナリト雖モ外國ニ對スル主權ハ他ノ國家ヲ侵犯セサル消極的ノモノニシテ他國ニ對シテ受働的ニ消極的タルノミナラス他國ヨリ自國ニ對シテ受働的ニ消極的タリ又前者ノ如ク不平等ノ關係ニアラスシテ對等ニ交際スルノ關係ナリ」(國際公法論・四八頁)。「國家ノ主權者ノ何人ナリヤハ國內法ノ研究問題ニ屬シ國際公法ニ於テハ之ヲ論スルノ必要ナシ即チ國家其物ヲ以テ國際公法ノ權利ノ主體トナスト云フヲ以テ足り國體又ハ政體ノ如何及ヒ國體ノ變更政體ノ變更ヲ問フコトナシ」(同上・四九頁)。

中村博士は昭和十三年三月をもって一橋の講壇を去られ、翌十四年十月に七十歳の生涯を閉じられた。博士がわが國における代表的國際法學者として、その半生を通じて一橋學園に残された足跡はまことに大きい。博士によつて一橋國際法學の確固たる基礎は築かれ、その後の發展が約束されたのである。

三

中村進午博士が確立された學問的基礎の上に立って、独自の方法的特色を持つ一橋國際法學の建設に努力しておられるのが、中村博士の後繼者として現在一橋大學の國際法の講座を擔當される大平善梧教授である。一橋國際法學の開拓期が中村博士の時代であるとすれば、その確立期は大平教授の時代から始まるということができよう。一橋生え抜きの法學徒である教授の學風は、恩師中村博士の遺風を承繼しつつ、しかも多くの點において中村博士とは對照的な性格を帯び、ここに一橋國際法學は新しい自己擴張の機會に恵まれ、より多彩な收穫が約束されることとなった。

大平教授は、國際法の研究において、第一に理想主義的立場を堅持され、國際法における自然法の存在を肯定され、第二に私法理論の國際法への類推適用を重視され、第三に經濟學の成果を法學の中に取り入れられ、第四に現實問題に對して深い關心を示される。教授の學問的體系は今なお完成の途次にあるものであり、その客觀的認識・評價は筆者のよくなしうるところではないが、幸い教授の發表された幾多の重要論作を一望しうる立場

にあるので、それらに據りつつ把えうる範圍内においてその輪廓を示したいと思う。

まず大平教授における著しい特色は、その國際法學における理想主義の立場である。そもそも法學研究の初めにおいて、グロチウスの自然法理論の解明に力を注がれた教授は、わが國學界において特異な地位を占める自然主義の國際法觀を樹立されたのである。次の教授自身の言葉によって、その基本的立場はうかがえるであろう。「法實證主義は國際法の基礎を國家意思に求め、現實に國家によって執行される法のみが國際法であると見し、自然法を排斥し、條約と慣習のみを法源となした。

自然法が實定法學派の批評の如く主觀的理性に墮した所は認められる。されど近世初頭に於て自然法の一般的妥當性は肯定され、自然國際法が諸國の元首の現實の規範として取扱われた。當時の自然國際法であつて今日慣習なり條約なりに具體化されたものは少くない。現在に於て固定的内容を持った自然法を遵奉するものは存しないであろうが、自然法的な法の一般原則の存在は否定できない。國際社會に於ける正義の理想の存在が承認される

ならば、今日もなお自然國際法の存在を認めねばならぬ。」〔國際法・Ⅱ〕日本大學通信教育部・昭和二十八年、九三頁）

國際法の基礎としては、通常、國家意思、共同容認、法的確信、根本規範等が挙げられるのであるが、教授はこれを「國際社會に發達した人間性に基づく正義觀」（同上八二頁）に求められるのである。そこよりして國際法の法源としての法の一般原則の存在が肯定され、自然法的國際法が承認されることとなる。「法の一般原則は、條理の具體的顯現である。自然法學派が實定法學派によつて壓倒されて以來、條理は國際法の淵源と考えられなくなった。初期の國際法學者が正義の原則を國際關係に確立することに努力し、この一般原則が漸次慣習ないし條約化して具體的形態を採るに到つたけれども、國際法の基礎に正義と衡平との條理が依然存在することは否定出來ない。條理なくしては條約を解釋し、或は條約の基礎を説明しがたい。慣習の成立を認め、これを整理するものも條理である。また法の類推解釋の如きも條理に基づくかねば不可能である。條約、慣習による國際法の現實の

規定が不完全であるが故に、條理の補充的效力は容認せねばならない。法の一般原則を國際法の淵源として認める必要は國際裁判所の裁判處理上の實際經驗より發生した。條約及び慣習に基づく法規が存在しないとくに、國際社會に一般的に承認された法原則を適用する必要がある。而かもこれは國際交通の性質から生ずる當然のことと思われる。」「法の一般原則は結局自然法 *jus natu-* *rum* に基づくものであるが、これが具體的に各國の國內法に顯現し、いわば現代的な萬民法 *jus gentium* 換言すれば世界法 *Weltrecht* に成っている。文明國の法律はこの法原理に依存し、これは一般的法考察によつて明白になる。法の一般原則は普遍妥當性を有し、その法的觀念は如何なる法的秩序の中にもその構成部分として效力を持つ。従つて國際法の中に於てもその構成部分であると認めねばならない。各國の國內法に共通に現れた法の原理を國際法に移入することは、國內法の原則をそれ自身として類推適用するのではなくて、法の一般原則なるが故に、國際法の中にて當然適用しうるものとするのである。』（八五頁）

ここに教授の理論體系の中心をなす世界法の理念が表明せられることとなった。この世界法がいかなるものであるかは、次に掲げる國際法と國內法の關係についての教授の所論から明瞭に理解しうるであろう。まずこの主題に關する従來の學説が、教授によっていかに批判されるかということから見てゆこう。

「二元論は、國際法を國際合意理論 *Verinbarungs-theorie* によつて基礎づけ、法の基礎を國家意思に求めつつ、國際法は多數國家の意思の合致に依存するとする。國際合意は國內立法と同じく國家意思の自己拘束であるならば、國家意思は對外的と對內的の二面に於て一致せねばならず、二元的構成は論理的に徹底しない。同一の法の名稱を國際法と國內法とに使用して、しかも二者の異質性を主張するのは矛盾である。法は法として同一でなければならぬ。認識論的見解の純一性は一元的考察を要請する。」(九八—九九頁) 次いで一元論に移り、「國內法優位説は、傳統的な國家主權論の基礎に立つて、民族の歴史的的確信を重視する點は有力な根據を持つものと看做される。されど國家意思より出發しては、

國際合意の拘束性は如何にしても説明し難い缺點を包藏する。ことに第二次大戰後の世界の構造的變化に即應しない缺點を持っている。」(九九頁) 「國際法優位説は、*Civitas maxima* すなわち世界國家 *Weisestat* の論據を背景として、國家權力の法的制限を明定している點は卓越している。國家の領土の限界は明らかに國際法の決定するところである。しかし國家權力が國際法の委任であるとすることは歴史的經驗に反し、國民の法感情にも合しない。すべて法が上より論理的に演繹されねばならぬとする法階層説も、守りえない獨斷だと實證主義者から鋭く攻撃されるところである。」(一〇〇頁)

このように教授は、出發點を國家に置く二元論と國內法優位説、更に現實の國際社會を世界國家と想定する國際法優位説のいずれをも排され、次に独自の見解を展開される。「國際法ないし國內法を上位に置く一元的構成のみが認識論的純一性に合致するものではない。國際法と國內法とを並立的關係に置きつつも、これを統一的に考察し得るならば、認識論的純一性は保ちうるだろう。國際法も國內法も法として成立する爲には同じく法の理

念を必要とする。國際法と國內法とに共通の成立根據 *Rechtsfertigung* を與えうるならば、兩者を體系的に把握するものと考えられる。この世界が大なる表現すなわち *Noesis* を有つたものでなければならぬところから、國際法も國內法も、ともに大なる世界法の理念によって照されていることを認めねばならない。意味から峻別された單なる存在という如きものは歴史的存在ではない。國際法は世界法によって限定され、同様に國內法も世界法によって限定される。世界法を媒介として、國際法と國內法とが連結するのである。」(二〇一二頁)

世界法については教授は更に次のように敷衍される。「吾人は國際法と國內法とに獨自の存在を與えつつ、同時にこれを包容する世界法秩序 *Weltrechtsordnung* を肯定せねばならない。世界法秩序は來るべき秩序であつて、未だ完全には實現せず、目的の王國である。しかもこの世界法理念が國際法と國內法とを成立せしめ、次第に世界の秩序化を實現して行くものである。例えて言えれば、新教のキリスト教會が獨立しつつ、各教會が同一の

キリストへの信仰によって結ばれるが如く、國家も獨立しつつ、同時に世界秩序に連るのである。かくして國家は世界法秩序の中に生存し、これに服従するものであり、従つて世界法秩序の擔當者となるのである。國內法と雖も世界法秩序の具現であり、従つて國際法とは本來矛盾すべからざるものである。國家及びその機關は、國內法を國際法に合致するように、制定、解釋、適用せねばならない。」(二〇二頁)かくして教授は獨自の國際社會觀を表明される。「國際社會は一つであり、一つの目的に向う運命的社會である。世界の國家は國際法の拘束を免れることはできない。國際社會には脱退はない。世界の人類はつねに世界法秩序の理念に従い、その國家を正しく行動せしめるべく義務づけられる。従つて國際社會を單純な契約社會 *Vertragsgemeinschaft* であるとする見解には贊成し難い。契約社會説は孤立的國家を前提とする多元的機械論である。我々は合意に従うのみではない。機械的な契約に拘束されるのにあらずして、その上にある世界の正義と衡平の秩序理念に従うものである。國際社會はまさに秩序思想の支配する世界である。中世

の封建社會がローマ法皇の權威の鐘に従つた社會であつたとするならば、近世の國際社會は人間理性の聲を聽く社會であると稱しえよう。」(一一九頁)

以上の引用によつて、大平教授の基本的立場は大體において明らかにされたことと思う。ここに述べられた基礎理論が、教授の國際法體系の各部分部分にどのように具現しているかは、遺憾ながら本稿では検討する餘裕がない。

既に述べたように、大平教授は理想主義的な法理論構成を特色とされるが、個々の研究にあつては極めて手固い實證的態度でこれにのぞまれている。この點中村博士の大陸派的傾向に比較して、むしろ英米派的色彩が濃厚であるといえよう。社會學的方法の厳格性には深く意を用いられてゐる。それは次の言葉からも知られよう。「國際法學は現實に國際社會を規律する法律を研究對象とする。もちろん現實に拘束する國際法規を發見しようとして、歴史的考察を用い、或はその法的意味を究明しようとして、哲學的分析をなすけれども、國際法學の對象はつねに成

法としての國際法 *lex lata* であつて、立法上の議論 *lex ferenda* とは區別せねばならぬ。近時機能主義的なプラグマティズムの國際關係論が盛んになってきたが、その総合的研究法と機能的接近法の長所はこれを採用することが望ましいけれども、そのために法認識の客觀的獨自性を閉却することがあつてはならぬ。」(前掲「國際法 II」・六四頁)

大平教授は初め岩田新博士のもとで民法理論を修められたが、この方面における教授の素養は私法理論の國際法への類推適用を可能ならしめ、幾多の見るべき成果を擧げている。外國においては、例えばロウターバクト (H. Lauterpacht) の *Private Law Sources and Analogies of International Law, 1927* のごとき研究があるが、そのような業績の少いわが國の學界では、民法理論を驅使される大平教授の存在は貴重なものである。

一橋出身の法學徒として、大平教授は、常に法律と經濟の間の結合關係に注目される。法を單に法として眺めるばかりでなく、時には法の背後にある經濟の觀點から法の機能を確かめられる。社會學的方法の得失は、先に

引用した教授の言葉の中に、明瞭に認識されている。一橋が誇る経済學の成果を國際法學の中にも生かそうとするのが教授の意圖されるところである。國際經濟法なる新しい學問領域の開拓は、まさにこのような教授の志向の端的な表現である。これに關連して大平教授は次のように主張される。

「國際連合が世界經濟を目的的に推進するところから國際經濟法が誕生する。國際連合は世界政府 *civitas maxima* ではなく、未だ國家連合 *Staatenbund* にすぎないが、従来の國際連盟より遙かに組織が緊密化され、各機關の表決には多數決の原理が採用されて、團體的行動をなし易くなっている。國際連合がその組織力を以て世界經濟を目的的に推進するならば、ここに計畫的な世界經濟秩序が形成される。計畫的な世界經濟秩序が形成されるならば、そこに必ず經濟法の成立する餘地がある。經濟を知らなかった國際法は新しい領域として世界經濟秩序をその對象として獲得するにいたった。しかして従前の國際法は平面的な國家間の政治的權力關係を規定していたが、國際經濟秩序は主體的に構成され、連

合がこれを目的的に推進するのであるから、世界經濟法 (*Weltwirtschaftsrecht*) の性格を備えるのであろう。」
 「經濟的國際協力」・國際法學會・國際法講座第二卷・一二三頁)「國際經濟法の生誕によって、國際法は經濟を知るにいたった。従來の國際法は經濟問題を各國の自由の管轄する「國內事項」となし、わずかに通商條約の規正に干渉するにすぎなかった。これは經濟が各國の國民經濟を中心とし、國際經濟は、その國民經濟の集計であった結果である。しかるに世界經濟が經濟を一國の秩序より世界秩序へ移讓し、それに伴って國際法は正面より經濟秩序をその對象とすることになった。」(同上一二三頁)かくして國際經濟法は「國際法に目的觀を注入する」ものであり、「國際法に世界法への道を與えた」と主張される。その將來の發展については、「國際經濟法の今後の成育は、一に懸って國際連合の實力如何に依存する。されど經濟法則が普遍的であることを承認する限り、各國經濟の孤立獨往は許されず、また個人の恣意による不當な商慣行も放置できず、公正な國際經濟活動が行われねばならない。世界的な經濟秩序の形成は必然であろう。」

連合による世界經濟の目的的推進がどこまで成功するかは今後の課題である」(同上二二四頁)と述べられている。

大平教授はまた實際問題に對して深い關心を示される。これは中村博士以來の一橋國際法學の傳統であるとも見られよう。法と政治との關係が特に問題とされる國際社會を研究の場とする場合、國際法とその根柢にあるものの究明には現實的問題の分析が不可欠であり、現實から遊離した理論のための理論が國際法學において無意味なのはいうまでもない。

大平教授が今までに手がけられた研究は多方面に及ぶ。戦前においては、まずわが國における國際法學の沿革を究明され、「國際法學の繼受」(拓殖大學論集・昭和十一年十月號)、「國際法學の移入と性法論」(一橋論叢・昭和十三年十月號)において従來の學界の空白を埋め、次に國際法上の承認論として「國家及政府の承認を論ず」(國際知識及評論・昭和十三年五月號)において宣言的效果説の立場をとられ、一轉して東亞の國際關係の法的究明に着手され、支那の不平等條約および租界問題については、「外國の在支駐兵權」(外交時報・昭和十四年八月號)、「支那租界

の中立性」(國際法外交雜誌・昭和十五年三月號四月號)、「支那租界の歴史」(東京商科大学研究年報『法學研究』5・昭和十六年)、「支那租界の國際的地位」(一橋論叢・昭和十六年三月號)、「在支外國人の條約權益の處理」(支那・昭和十七年十二月)、「租借條約と戰爭」(國際法外交雜誌・昭和十八年九月號)があり、戰爭と敵性權益の關係については、「法人の敵性」(國際法外交雜誌・昭和十六年四月號)、「大東亞戰爭と支那租界」(國際法外交雜誌・昭和十七年五月號)、「英租界の國府移管」(國際法外交雜誌・昭和十七年五月號)、「大東亞戰爭と敵産管理」(外交評論・昭和十七年五月號)がある。支那の航行權問題としては、「支那の内河航行權」(國際法外交雜誌・昭和十七年六月號)、「揚子江の國際法上の地位」(國際經濟研究・昭和十七年六月號)、「支那の航行權問題」(有斐閣・昭和十八年十一月)がある。このほかにも東亞關係の實證的研究は多く、戦後わが國が東南アジア諸國と新しい關係を確立するに當って、教授の發言は重視されている。教授にはまた戰時國際法の研究が多く、代表的なもののみを掲げると、「空襲論」(國際知識及び評論・昭和十四年二月號)、「軍事目標の爆撃」

(時局關係國際法外交論文集・昭和十五年十月)では一元的軍事目標主義が主張せられ、このほか「事變と中立法規」(拓殖大學論集・昭和十三年二月號)、「平時封鎖より戰時封鎖へ」(一橋論叢・昭和十七年二月號)等が見られる。

戦後においては、教授は國際法のすべての分野にわたって極めて多産的な活動を開始せられ、學界の最高水準を維持されている特色ある研究が目立つ。先ず一般的安全保障機構としての國際連合に關連する論文としては、「國際連合と地域的協定」(國際法外交雜誌・昭和二十四年十一月號)、「國際連合と永世中立」(國際法外交雜誌・昭和二十五年五月號)、「朝鮮動亂と國際連合の強化」(國際法外交雜誌・昭和二十六年二月號)等があり、また對日講和條約關係としては、「對日講和條約と集團的自衛權」(國際法外交雜誌・昭和二十六年十二月號)、「平和條約の綜合研究」(國際法學會編・昭和二十七年)の政治および經濟の部分が主要なものである。また「國際法より世界法へ」(一橋論叢・昭和二十二年十月號)は教授の國際經濟法觀を知る上に必讀のものであり、また「太平洋戦争と開戦法理」(新聞月鑑社・太平洋戦争原因論・昭和二十八年)は注目すべ

き力作である。このほか「戦争と私有財産」(國際法外交雜誌・昭和二十一年六月號)、「休戦條約と講和條約の關係」(國際法外交雜誌・昭和二十二年三月號)、「國際人權宣言」(國際法外交雜誌・昭和二十三年二月號三月號)、「ドミニオンと中立」(法學新報・昭和二十七年九月號)等重要な文獻もある。加うるに教授には海洋國際法に關する研究も多いが、最近とみに學界の關心をひきつけている大陸棚の問題については、わが國における最初の本格的研究といえる「大陸棚の法理」(比較法雜誌・昭和二十八年九月號)があり、その他にも「大陸棚と保存水域」(一橋論叢・昭和二十八年九月號)などこれに關連する論文がある。なお教授は戦後わが國が直面した國際法上の重要問題については、その時々に応じて公正な見解を發表され、その代表的なものとしては、「軍艦乗組員の外國領土における地位」(國際法外交雜誌・昭和二十七年十二月號、二十八年六月號)、「公船の國際法上の地位——クリコフ船長事件について」(國際法外交雜誌・昭和二十九年五月號)がある。

更に最近の教授の研究活動において特別に注目されるものは、前述の國際經濟法關係の業績が多く見られるこ

とである。教授の主催される國際經濟法研究會は近くその第一回論文集を刊行する運びになっている。教授のこの分野の論文で特に重要なものとしては次の通りである。「國際連合と世界經濟」(一橋論叢・昭和二十二年一月號)、「平和日本と新世界經濟機構」(國際法外交雜誌・昭和二十三年四月號)、「國際貿易機關の法的性質」(法學新報・昭和二十三年一月號)、「國際連合と國際貿易機關」(世界貿易憲章の諸問題・昭和二十三年)、「國際貿易機關の構造」(國際貿易憲章の研究・昭和二十三年)、「海洋自由論と世界經濟・IMCOへの路」(一橋論叢・昭和二十二年七月號)、「海洋の自由と漁業協定」(一橋論叢・昭和二十七年三月號)、「經濟的國際協力」(國際法學會・國際法講座・昭和二十八年)。なおこのほかにもこの種の論作の數は極めて多い。このような國際經濟機構の國際法的考察はわが國では主として大平教授によって開拓された新分野であることを重ねて強調しておく。

以上において概観したような非常に廣範圍にわたる個別的研究的綜合として、最初に述べた教授の独自の體系が築かれているのである。それは要約するならば、理論

と現實、大陸派と英米派、公法と私法、法律と經濟、かかる對立物の綜合統一が眼目とされている。それは極めて獨自な特色ある法理論構成であり、一橋學園の良き傳統に負うところ多大であるということができるが、同時に、それは今後の一橋國際法學の發展の方向を如實に示唆するものでもある。

* * *

言葉の正確な意味における一橋國際法學はまさに發足したばかりであり、その眞價を世に問うは今後のことではなければならない。既に見たように一橋學園における國際法の研究はわが國の國際法學の一主流をなすものであるが、徒らに傳統の上へのみ安住することは許されない。廣くわが國および世界の國際法學界に課せられた現下の諸問題を眞摯に追究し、もって傳統を發展せしめ新しき學風を形成してゆくことこそ急務といえよう。世界平和達成のために國際法が今日程重視されたことはない。一橋國際法學徒の一段の奮起が要望される所以である。

(一橋大學特別研究生)